

## なんかんトッパ商品券交付事業取扱事業者募集要項

コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者の負担軽減及び地域経済の活性化を図り、町内事業者の支援を実現するためのなんかんトッパ商品券交付事業を行うにあたり、取扱事業者を募集します。

### 1 商品券交付事業の概要

|          |  |
|----------|--|
| 事業主体     | 南関町  |
| 商品券の名称   | なんかんトッパ商品券   |
| 発行内容     | ●1,000円券×5枚つづり（額面総額5,000円分）の1セット（1冊）<br>●交付対象者1人あたり、1冊を交付  |
| 交付対象者    | 令和4年7月1日を基準日として、南関町住民基本台帳に記録されている者。<br>ただし、町長が別に定める商品券の発送日において、引き続き南関町住民基本台帳に記録されている者に限る。  |
| 実施期間     | 取扱事業者の募集 令和4年6月6日(月)～令和4年6月30日(木)<br>商品券の交付開始 令和4年7月15日(金)<br>商品券の使用期間 商品券到着～令和4年10月31日(月)<br>商品券の換金期間 令和4年8月1日(月)～令和4年11月30日(水)   |
| 商品券の使用範囲 | (1) 取扱事業者との特定取引（物品の購入・借受け・役務の提供）においてのみ使用できる。ただし、 <u>次に掲げる物品の購入及びサービス等の提供を受けるために使用することはできない。</u><br>① 不動産及び金融商品<br>② 商品券、プリペイドカード等換金性の高いもの<br>③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務<br>④ 国税、地方税及び使用料などの公租公課<br>(2) 商品券は、交付された本人又はその代理人若しくは使用者に限り使用することができる。<br>(3) 額面未満の商品券使用において、お釣りは出さない。<br>(4) 商品券と現金の交換は禁止<br>(5) 商品券の再利用、転売、譲渡はできない。 |

### 2 取扱事業者の要件

南関町内において、一般消費者を対象とした小売・飲食・各種サービス業を営

む事業者

### 3 取扱事業者の責務

- (1) 取扱事業者は、特定取引において商品券の受取を拒んではならない。
- (2) 商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならない。
- (3) 町と適切な連携体制を構築すること。
- (4) 募集要項に定める事項を遵守しなければならない。
- (5) 町は、取扱事業者が募集要項に反する行為を行ったときは、取扱事業者の登録を取り消すことができる。

### 4 取扱事業者登録申請方法

- (1) 登録申請書に必要事項を記入のうえ、南関町役場まちづくり課に提出してください。

▶ 登録申請期間 令和4年6月6日(月)～令和4年6月30日(木)

- (2) 登録料は無料
- (3) 町は応募した事業者の申請書を審査して、取扱事業者登録の適否を決定し、取扱事業者登録証明書(様式第2号)又は取扱事業者非該当審査報告書(様式第3号)を交付します。

### 5 商品券の換金方法

- (1) 取扱事業者は、令和4年8月1日(月)～令和4年11月30日(水)の期間に、南関町役場まちづくり課へ「なんかんトッパ商品券換金請求書」(様式第4号)に特定取引において使用された商品券を添えて換金請求を行ってください。

なお、使用された商品券は、裏面に事業所名の入ったスタンプの押印又は事業所名を記入して認印の押印を行ってください。

- (2) 町は、請求金額及び使用済み商品券の枚数を確認のうえ、取扱事業者の指定した口座へ金額を振り込みます。
- (3) 期限を過ぎての換金請求はできません。
- (4) 他の取扱事業者の換金請求を代行することはできません。

#### 【問合せ・申込先】

南関町役場 まちづくり課 商工観光係

TEL 0968-57-8501

FAX 0968-53-2351